

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～

<第38号(平成27年3月26日(木)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行
〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3
(電話)055-920-2075 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター

検索

浄化槽の法定検査を受検しましょう!

～ご存知ですか? 浄化槽維持管理の3つのきまりごと～

浄化槽は、排水をきれいにするための装置です。しかし、適切に維持管理を行わないと近隣の側溝や河川を汚し、悪臭等でご近所に迷惑をかけることとなります。

浄化槽法で義務付けられた保守点検・清掃・法定検査を定期的実施してください。

保守点検

年に3～4回以上 (一般家庭の合併処理浄化槽の場合)
県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託しましょう。



清掃

年に1回以上 (全ばっ気方式の浄化槽は6月に1回以上)
各市町の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。



法定検査

年に1回
指定検査機関:(一財)静岡県生活科学検査センターに依頼しましょう。



～法定検査は年に1回の受検が法律で定められています～

浄化槽の法定検査とは、浄化槽からきれいな水が放流されていることを確認する水質検査で、人間に例えると健康診断に当たるものです。

浄化槽の法定検査は、指定検査機関以外で受検することはできません。

※保守点検や清掃の業者は法定検査を行っていません。

現在、静岡県の指定検査機関は、(一財)静岡県生活科学検査センターのみです。

※受検には別途申込み・契約が必要です。



<浄化槽法定検査の申込み・問い合わせ先> 一般財団法人静岡県生活科学検査センター
電話:054-621-5030 <http://www.shizuokaseikaken.or.jp/index.html>

【お問い合わせ】生活環境課 (電話)055-920-2135 (FAX)055-920-2194

不要になった小型家電は正しくリサイクル！

2013年4月から、「小型家電リサイクル法」がはじまりました。だれもが取り組めるリサイクル制度なので、ぜひご協力ください。



なぜ小型家電をリサイクルするの？

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。小型家電に含まれている貴重な資源を大切に使い、私たちの環境を守るために、小型家電のリサイクルが必要です。

小型家電リサイクル法の対象は？

パソコン・携帯電話・デジタルカメラ・電源アダプタなど、ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電四品目は、これまでどおり「家電リサイクル法」の対象です。）

小型家電はどのように回収されるの？

- ・ 公共施設やスーパー、家電小売店などに設置された回収ボックスで回収します。
- ・ 粗大ごみや不燃ごみと一緒に回収し、ごみ処理施設で分別します。
- ・ ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。（自治体によって回収方法は異なります。詳しくはお住まいの市町にお尋ねください。）

無許可の無料回収業者を絶対に利用しないでください

ご家庭から排出された廃家電などの廃棄物を回収するためには、市町の「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。無許可業者が廃棄物を回収することは、法律（廃棄物処理法）に違反します。また、無許可業者に廃棄物が引き取られた場合、適正に処理されたかどうかを確認できません。

ご家庭の廃棄物の処分方法については、お住まいの市町にお尋ねください。



【お問い合わせ】 廃棄物課 （電話）055-920-2106 （FAX）055-920-2194

お知らせ（4月1日から変わります！）

○更生医療の判定業務等の専門性の向上や効率化を図るために、各身体障害者更生相談所が、一元化されます。

なお、申請受付は、従来どおり市町の窓口です。

【平成26年度】

身体障害者 更生相談所 （健康福祉センターに 併設）	賀茂
	東部
	中央 西部



【平成27年度】

身体障害者更生相談所
（中部健康福祉センターに
併設）

○児童扶養手当の担当が、当センター福祉課から県庁こども家庭課となります。

なお、申請受付は、従来どおり市町の窓口です。